

利用者負担

新制度における利用者負担については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定めることとされており、従来の幼稚園・保育所の利用者負担の水準を基に国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が定めることとしている。第1-2-9図の国が定めた水準は、従来の私立施設の保育料設定を基礎と

して、①教育標準時間認定（1号認定）を受ける子供については、従来の幼稚園就園奨励費を考慮し、また②保育認定（2・3号認定）を受ける子供については、従来の保育所運営費による保育料設定を考慮し設定したものであり、1号給付、2・3号給付それぞれにおいて、施設・事業の種類を問わず同一の水準となっている。

第1-2-9図 利用者負担額

平成27年度における特定教育・保育施設等の利用者負担(月額)

○ 平成27年度予算に基づき国が定める利用者負担の上限額基準(国庫(都道府県)負担金の精算基準)は、以下のとおり。

教育標準時間認定の子供 (1号認定)

階層区分	利用者負担
①生活保護世帯	0円
②市町村民税 非課税世帯 (所得割非課税世帯含む)	3,000円
③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	16,100円
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下	20,500円
⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上	25,700円

※ 小学校3年以下の範囲において、最年長の子供から順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。
※ ただし、給付単価を限度とする。
※ なお、平成26年度の保育料等の額が市町村が定める利用者負担額よりも低い私立幼稚園・認定こども園については、現在の水準を基に各施設で定める額とすることも認める(経過措置)。

○ また、ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困難していると市町村の長が認めた世帯)の子供については、第2階層は0円、第3階層は上記額より1,000円減とする。

保育認定の子供

(2号認定:満3歳以上) (3号認定:満3歳未満)

階層区分	利用者負担		利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
②市町村民税 非課税世帯	6,000円	6,000円	9,000円	9,000円
③所得割課税額 48,600円未満	16,500円	16,300円	19,500円	19,300円
④所得割課税額 97,000円未満	27,000円	26,600円	30,000円	29,600円
⑤所得割課税額 169,000円未満	41,500円	40,900円	44,500円	43,900円
⑥所得割課税額 301,000円未満	58,000円	57,100円	61,000円	60,100円
⑦所得割課税額 397,000円未満	77,000円	75,800円	80,000円	78,800円
⑧所得割課税額 397,000円以上	101,000円	99,400円	104,000円	102,400円

※ 満3歳に到達した日の属する年度中の2号認定の利用者負担額は、3号認定の額を適用する。
※ 小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の子供から順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。
※ ただし、給付単価を限度とする。

資料：内閣府資料

実施体制

2015（平成27）年4月の新制度の施行開始と併せ、内閣府に子ども・子育て本部が発足した。子ども・子育て本部は、内閣府特命担当大臣を本部長とし、行政各部の施策の統一

を図る観点から少子化対策や子育て支援施策の企画立案・総合調整を行う。また、子ども・子育て支援法に基づく給付等や児童手当など子育て支援に係る財政支援の一元的な実施を担うとともに、認定こども園制度を文部科学省、厚生労働省と共管している。

第1-2-10図 子ども・子育て本部

